

嘉麻市通学等補助金交付規程

平成30年3月31日

告示第19号

(目的)

第1条 この告示は、通学等における運賃の負担を軽減することにより、公共交通機関の利用及び定住の促進を図るため、通学者に対する、予算の範囲内における嘉麻市通学等補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共交通事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条に規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う事業者、同法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第51条に規定する市町村運営有償運送を行う事業者及び鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条に規定する鉄道事業を行う事業者をいう。
- (2) 定期券 公共交通事業者が発行する定期券及び学生向けのエリア定期券で市内からの通学等に使用するものをいう。
- (3) 申請者 補助金の交付を受けようとする通学者又はその保護者をいう。ただし、通学者が未成年の場合は、その保護者に限る。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 第6条第1号の定期券（以下「申請定期券」という。）の有効期間内において市の住民基本台帳に登録されている者
- (2) 通学等に際し、定期券により公共交通事業者の運行する路線を利用して通学する者。ただし、幼稚園並びに嘉麻市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則（平成18年嘉麻市教育委員会規則第14号）第2条に規定する通学区域で定める指定校へ通学している者を除く。

(3) 申請定期券の購入時に生活保護世帯に属していない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）

は、通学に必要な区間の定期券の購入に要した費用とする。ただし、補助対象経費に急行料金及び既に補助金の交付申請を行った期間の費用が含まれているときは、その額を除いた額を補助対象経費とする。

2 定期券の有効期間中において、補助対象者が市外に転出した場合は転出日の前日までの期間において日割にて算定した額を補助対象経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

(補助金の交付申請)

第6条 申請者は、定期券の有効期間が終了した後、嘉麻市通学等補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、申請定期券の有効期間の終了日の属する年度の翌年度の3月31日までに、市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合は、その添付すべき書類の一部を省略することができる。

(1) 定期券の写し

(2) 通学者が申請定期券の有効期間内において在学又は在籍していたことが証明できる次に掲げるいずれかの書類又は写し

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校（以下「学校」という。）にあっては、当該学校の発行する生徒手帳、学生手帳又は学校に在学することを証する書面

イ アに掲げる学校以外で法人の運営する予備校（その他市長が予備校と同等と認める機関を含む。）にあっては、当該機関の発行する在籍を証する書面

(3) 振込先金融機関口座が確認できる書類の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を

審査し、補助金の交付の適否を決定しなければならない。

(決定の通知)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の適否を決定したときは、嘉麻市通学等補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により、その決定の内容及びこれに条件を付けて申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が補助金の交付を受けようとするときは、速やかに嘉麻市通学等補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(電子情報処理組織による申請及び請求)

第10条 市長は、第6条の規定による申請について、当該規定にかかわらず、電子情報処理組織（市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請については、第6条に規定する方法により行われたものとみなして、同条の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた申請は、同項の市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に市に到達したものとみなす。

(嘉麻市補助金等交付規則との関係)

4 前3項の規定は、前条の規定による請求について準用する。この場合において、第1項中「第6条の規定による申請」とあるのは「前条の規定による請求」と、第2項及び前項中「申請」とあるのは「請求」と、第2項中「第6条」とあるのは「前条」と読み替えるものとする。

第11条 この告示に定めのない補助金の交付手続等については、嘉麻市補助金等交付規則（平成18年嘉麻市規則第49号）の定めによらなければならない。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行し、有効期間の終了日が平成29年4月1日以降の通学定期券について適用する。

(経過措置)

- 2 第6条の規定にかかわらず、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に限り、有効期間の終了日の属する年度の翌年度の3月31日まで交付申請することができる。

附 則 (平成31年3月31日告示第10号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日以降、第6条の規定により補助金の申請がなされたもののうち、有効期間が平成31年3月31日以前の定期券については、なおその効力を有する。
- 3 この告示の施行の前日から施行の日以後にかけての有効期間の定期券に係る施行の日以後の補助金の額の算定については、補助対象経費に有効日数を定期券の有効期間の日数で除して得た数を乗じて得た金額に、10分の5を乗じて得た金額とする。

附 則 (令和元年6月25日告示第27号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の嘉麻市通学等補助金交付規程の規定は、令和元年5月1日から適用する。

附 則 (令和元年10月1日告示第62号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に手続中の補助金等は、なお従前の例による。

附 則 (令和2年9月18日告示第70号)

この告示は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に手続中の補助金等は、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際現にある旧様式による申請用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

附 則

この告示は、令和4年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に手続中の補助金等は、なお従前の例による。

(様式に関する経過措置)

3 この告示の施行の際現にある改正前の嘉麻市通学等補助金交付規程に基づく様式による申請用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができ、又は現に残存するものについては、これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、交付の日から施行し、令和8年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に手続中の補助金等は、なお従前の例による。

(様式に関する経過措置)

3 この告示の施行の際現にある改正前の嘉麻市通学等補助金交付規程に基づく様式による申請用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができ、又は現に残存するものについては、これを使用することができる。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

嘉麻市長 様

(申請者) 住 所

氏 名

(電話) 携 帯 ()

自 宅 ()

メールアドレス :

※自署の場合は押印不要

嘉麻市通学等補助金交付申請書

嘉麻市通学等補助金交付規程第6条に基づき、下記のとおり申請します。

なお、嘉麻市が嘉麻市通学等補助金の申請に係る住民登録、生活保護受給記録等を閲覧すること及び通学定期券や通所手当等の受給の有無に関して、公共交通機関等の各関係機関へ照会を行うことに同意します。

また、申請内容について相違がないこと及び通学定期券等の換金を行っていないことを誓約します。

1 補助対象者の概要

通学者	氏 名			
	生年月日	年	月	日 (才)
	学 校			学 年 年生

2 通学定期等の内容

<input type="checkbox"/> 嘉麻市バス <input type="checkbox"/> J R <input type="checkbox"/> 西鉄 <input type="checkbox"/> その他 ※該当するものに☑	定期券枚数	枚	定期券合計額	円
	利用区間	(駅・バス停名) (駅・バス停名) ⇔		

3 添付書類確認リスト ※該当するものに☑ 初めて申請する方は全て添付が必要です。

① 定期券の写し（交通機関、利用期間、利用区間、金額、使用者が分かるもの）

添付

② 学生証等の在学、在籍が証明できるもの（申請定期券を使用していた学年のもの）

添付 前回申請時に提出済みのため添付を省略

※進級、進学後初めての申請時は必ず添付が必要です。

③ 申請者本人名義の通帳等の写し（金融機関名、支店名、口座番号、名義人が分かるもの）

添付 前回申請した振込口座への振込を希望するため添付を省略

注1 通学定期等の写しについては、更新時において新しい通学定期等との引き換えとなる場合や印字内容が上書きとなるため、更新前に写しを保管して下さい。なお、申請時に通学定期等の写しを確認できない場合、補助金を交付できないことがあります。

注2 申請書類は、対象定期券有効期間の終了日の属する年度の翌年度の3月31日までに市長に提出して下さい。この期間を過ぎると、補助金を交付することができません。

年 月 日

様

嘉麻市長



嘉麻市通学等補助金交付決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のあった嘉麻市通学等補助金については、次のとおり決定（却下）したので、嘉麻市通学等補助金交付規程第8条に基づき通知します。

記

1 事業名 嘉麻市通学等補助事業

2 交付の適否 適 ・ 否

3 補助金の交付決定額 _____円

4 交付却下の理由

5 補助条件

(1) 嘉麻市通学等補助金交付規程の定めを遵守すること。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、嘉麻市補助金等交付規則の規定に基づき、補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消すものとする。また、その取り消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

ア 偽りその他不正な手段により補助金等の交付を受けたとき。

イ アのほか、補助事業に関し、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

(注)

(1) この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、嘉麻市長に対し審査請求をすることができます。

(2) この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、嘉麻市を被告として（訴訟において嘉麻市を代表する者は嘉麻市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

嘉麻市長 様

(申請者) 住 所
氏 名
(自宅又は携帯) 電 話

嘉麻市通学等補助金交付請求書

嘉麻市通学等補助金交付規程第9条に基づき、次のとおり請求します。

記

1 補助対象者の概要

通学者	氏 名			
	生年月日	年	月	日 (才)
	学 校		学 年	年生

2 請求金額 _____円

3 振込先口座

振込先	
金融機関名	
支店・支所名	
(普通 ・ 当座)	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	